

參考資料

参考資料

1. 策定の経緯

年 月 日	経過等	
平成 18 年 1 月 27 日	第 1 回プロジェクトチーム会議	
平成 18 年 2 月 22 日	都市計画審議会にて意見聴取	
平成 18 年 3 月 6 日	第 1 回策定委員会	
平成 18 年 3 月～4 月	市民アンケート調査	
平成 18 年 5 月 12 日	第 2 回プロジェクトチーム会議	
平成 18 年 5 月 19 日	第 2 回策定委員会	
平成 18 年 7 月～8 月	地域別ワークショップ	
平成 18 年 8 月 21 日	第 3 回プロジェクトチーム会議	
平成 18 年 8 月 1 日	第 3 回策定委員会	
平成 18 年 9 月 22 日	第 4 回策定委員会	
平成 18 年 9 月 27 日	都市計画審議会にて中間報告	
平成 18 年 11 月 30 日	第 5 回策定委員会	
平成 18 年 12 月 11 日	都市計画審議会にて素案報告	
平成 19 年 1 月 4 日	総合調整会議	
平成 19 年 1 月 12 日	策定委員会委員長報告	市長への報告
平成 19 年 2 月 21 日 23 日 26 日	市議会会派別協議会への報告、説明	
平成 19 年 2 月 27 日 ～ 3 月 15 日	パブリックコメントの実施	
平成 19 年 2 月 27 日	滋賀県都市計画課へ意見照会	
平成 19 年 3 月 30 日	都市計画マスタープランの策定	

2. 都市計画マスタープラン策定委員会

(1) 策定委員会要綱

野洲市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成 17 年 12 月 12 日
野洲市告示第 178 号

(設置)

第 1 条 野洲市の都市計画に関する基本的な方針である野洲市都市計画マスタープランの策定及びこれに基づき市が実現すべき都市の将来像について検討を行うため、野洲市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、市長が委嘱する委員 15 人以内で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。

3 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を要請し、その説明又は意見を聴くことができる。

(資料提出等の協力)

第 4 条 委員会は、必要に応じて、各所属等に資料の提出、意見、説明、その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この告示は、平成 17 年 12 月 12 日から施行する。

2 この告示は、都市計画マスタープラン等の策定日をもって、その効力を失う。

(2) 策定委員会名簿

氏名	選出方法	備考
河村 能夫	学識経験者 【委員長】	龍谷大学教授 野洲市都市計画審議会委員
土井 崇司	総合計画審議会委員	滋賀県立大学名誉教授
岩瀬 由美	総合計画審議会委員	野洲市まちづくりを考える会・ 若葉
松崎 國夫	野洲市農業委員会選出	農業委員会会長
井狩 洋子	野洲商工会選出	野洲商工会女性部常任委員
新富 邦子	野洲市女性団体連絡協議会選出	女性団体連絡協議会会員
喜多 弘 辻本 辰巳	野洲学区自治連合会長	小篠原東部自治会長 駅前自治会長
川崎 藤市	北野学区自治連合会長 【副委員長】	五之里自治会長
奥野 新左工門 山崎 健	三上学区自治連合会長	妙光寺自治会長 三上自治会長
西村 弘 山本 義昭	祇王学区自治連合会長	辻町自治会長 富波乙自治会長
堤 弘孝 井狩 久和	篠原学区自治連合会長	小堤自治会長 入町自治会長
田中 義一 福永 克己	中里学区自治連合会長	西河原自治会長 木部自治会長
中村 繁 京正 喜代	兵主学区自治連合会長	安治自治会長 堤自治会長
田村 輝雄	公募委員	
堤 恵美	公募委員	

各自治連合会長欄の上段は、平成17年度、下段は平成18年度の委員

3 . 地域別ワークショップ開催状況

学区	月	日	曜	開催時間	参加人数	班	会場
野洲地域	7	15	土	14:00 ~ 16:00	25名	4班	コミセンやす
兵主地域	7	20	木	14:00 ~ 16:00	15名	3班	中主公民館別館
祇王地域	7	22	土	10:30 ~ 12:30	24名	4班	コミセンぎおう
北野地域	7	22	土	19:30 ~ 21:30	17名	3班	コミセンきたの
中里地域	7	30	日	14:00 ~ 16:00	22名	3班	防災コミセン
三上地域	8	11	金	19:30 ~ 21:30	25名	3班	コミセンみかみ
篠原地域	8	26	土	14:00 ~ 16:00	11名	2班	コミセンしのはら



4 . 市民アンケート調査の結果

(1) 調査方法

16 歳以上の市民を対象に無作為で抽出した 3,500 人を対象者に、アンケート票を郵送で配布し、無記名で郵送により回収しました。

(2) 調査項目

回答者自身及び世帯の状況

居住地、年齢、性別、野洲市での居住年数、職業、世帯の形態（農業の実態、自営業の実態、勤務先の状況）、世帯構成、世帯での乳幼児・児童等の状況についてお訊きしました。

土地利用の現状と要望

居住地周辺の土地利用、将来望まれる土地利用についてお訊きしました。

将来のまちづくりに向けた施策

住みやすさ、「住みやすい」「住みにくい」理由、整備や充実が必要と感じている施設、将来のまちのイメージについてお訊きしました。

身近な環境や景観

居住環境について重視するもの、守るべき環境、景観を守り、育てるために、大切にしたいものについてお訊きしました。

まちづくりへの参加

活動への参加状況、地域活動を活発にするための行政の役割、具体的なまちづくりの進め方についてお訊きしました。

(3) 調査期間

平成 18 年 3 月 25 日～平成 18 年 4 月 9 日（最終回収日は 4 月 21 日）

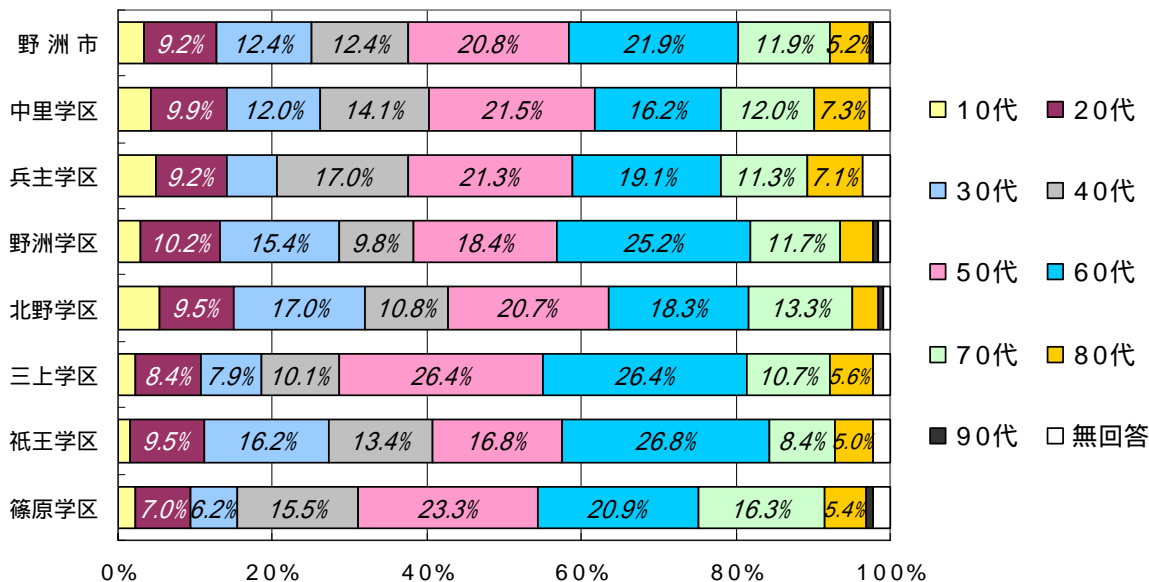
(4) 回収状況

配布数	3,500 件
回答数	1,334 件
回収率	38.1%

(5) 調査結果の概要 (主な設問を抜粋しています。)

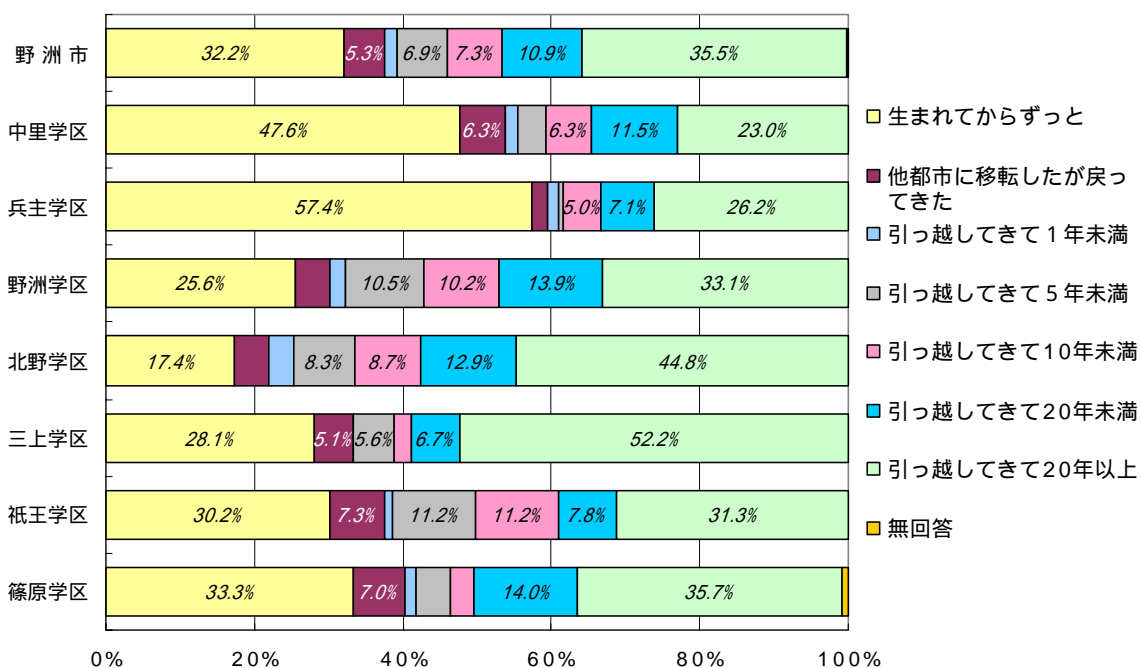
回答者の年齢

野洲市全体では、50 歳代、60 歳代が多く、特に「三上学区」では、50 歳代、60 歳代で半数以上を占めています。また、「野洲学区」「北野学区」「祇王学区」では比較的 30 歳代の割合が多い一方で、「篠原学区」では 10 歳代、20 歳代が少なく、逆に 70 歳代以上の割合が多くなっています。



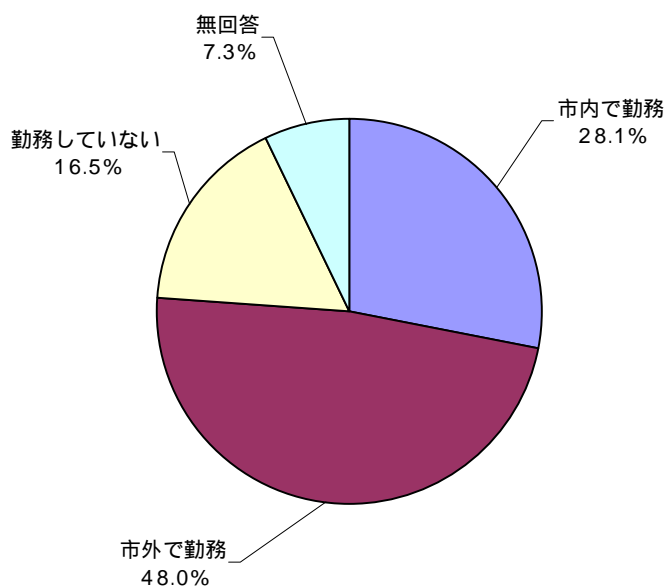
回答者の居住年数

野洲市全体では、「引っ越してきて 20 年以上」「生まれてからずっと」が多い結果となりました。このうち「生まれてからずっと」の割合は、「兵主学区」「中里学区」で高く、特に「兵主学区」は半数以上を占めています。



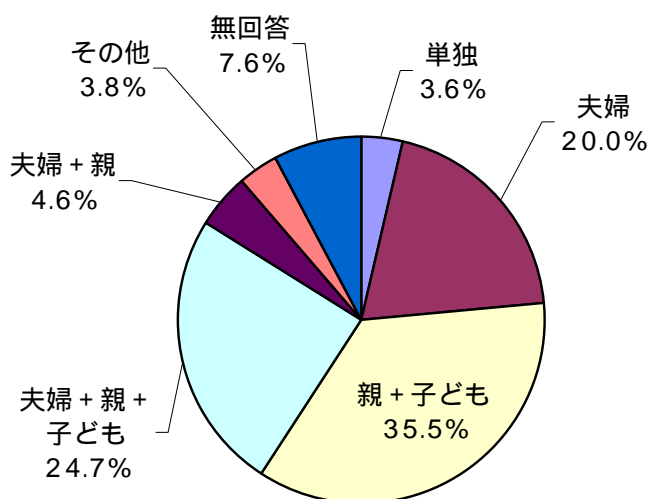
回答者の勤務先

野洲市全体では、「市外で勤務」が「市内で勤務」を上回っています。



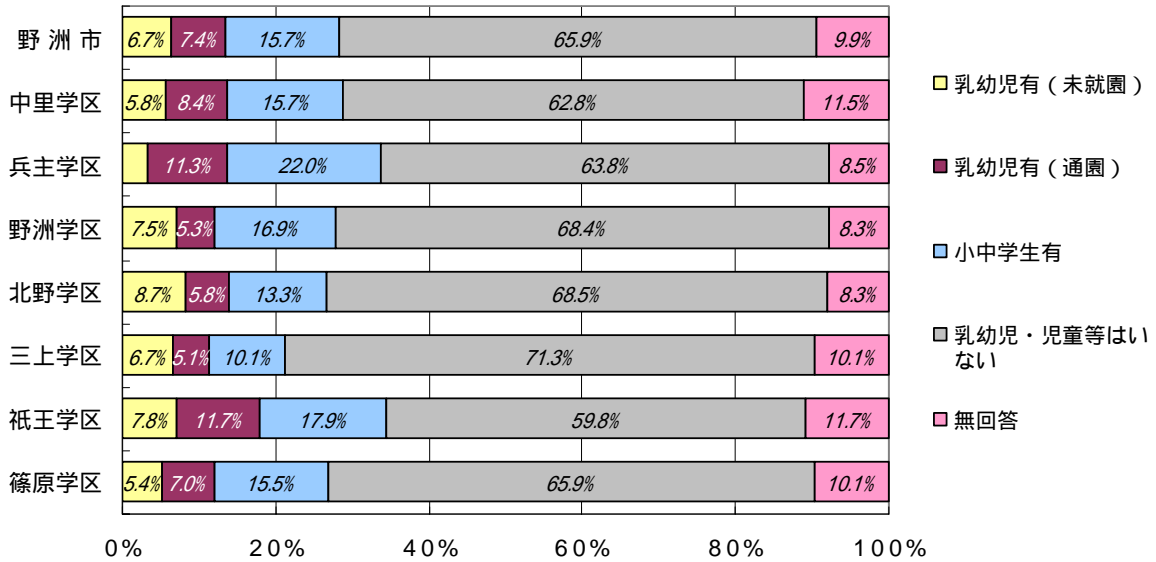
回答者の世帯構成

野洲市全体では、「親と子どもの世帯」と「夫婦と親、子どもの世帯」が多い結果となりました。



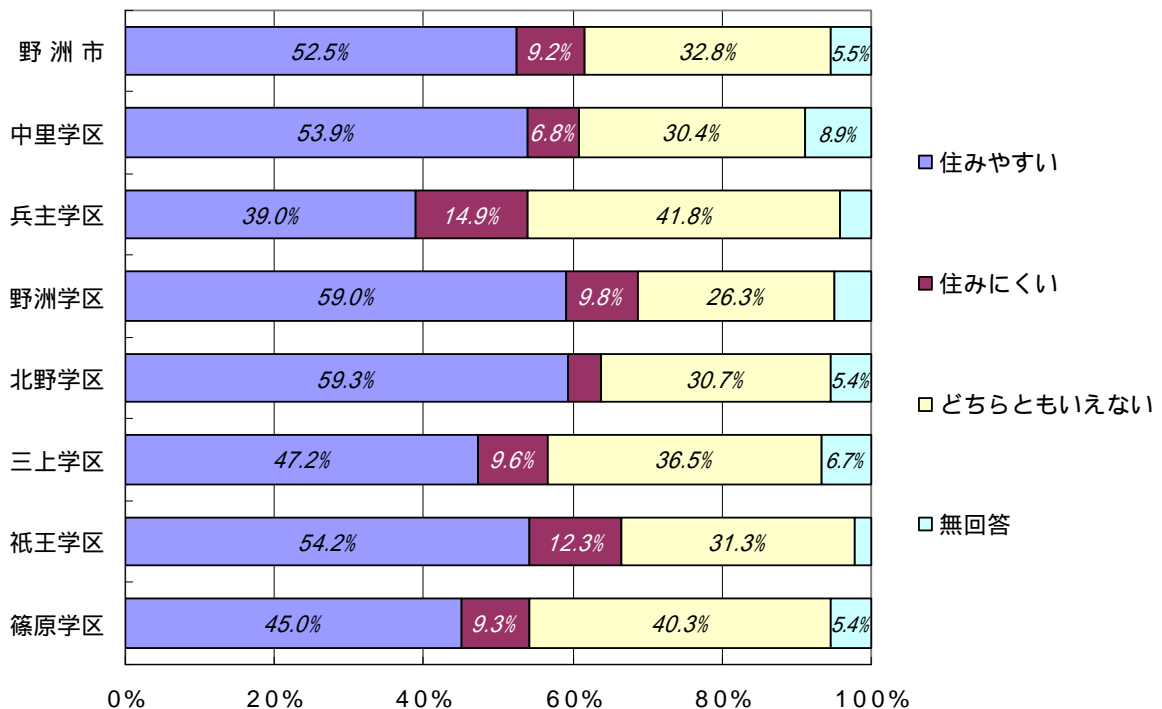
回答者の世帯の乳幼児・児童等の状況

未就園の乳幼児がいる世帯の割合が多い地域は「北野学区」で、通園、通学している児童・生徒がいる世帯の割合が多い地域は「兵主学区」「祇王学区」です。また、子どもがいない世帯の割合が多い地域は「三上学区」です。



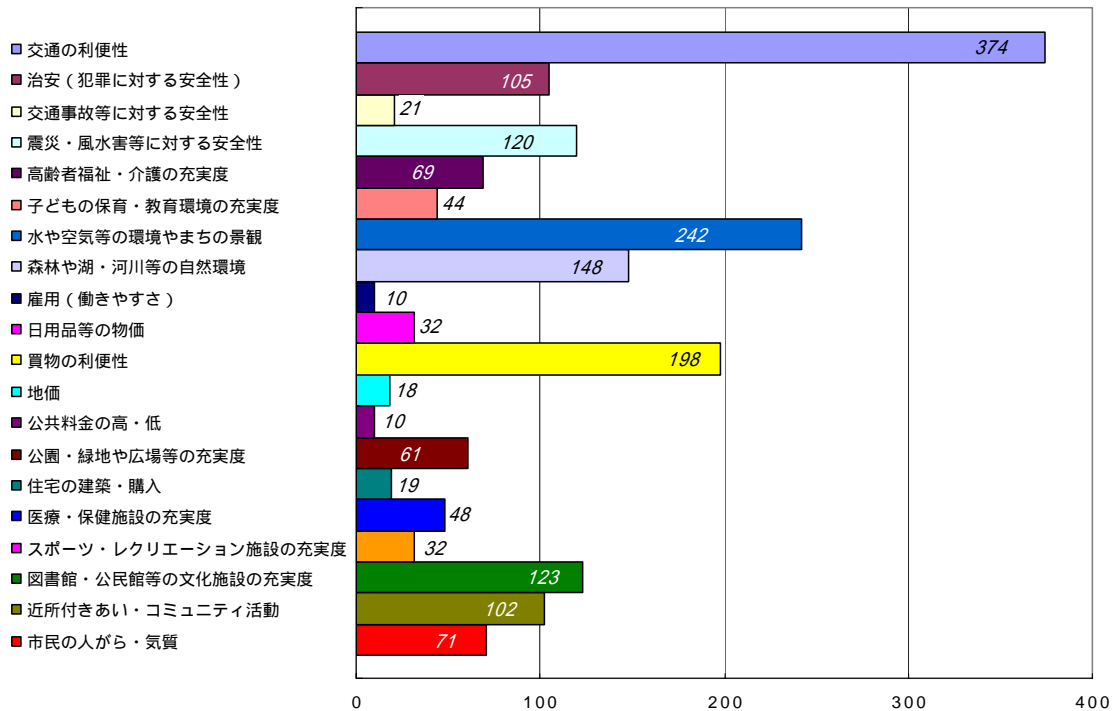
住みやすさ

野洲市全体では、「住みやすい」が圧倒的に多い結果となりました。中でも、「野洲学区」「北野学区」では「住みやすい」の割合が比較的高い状況です。



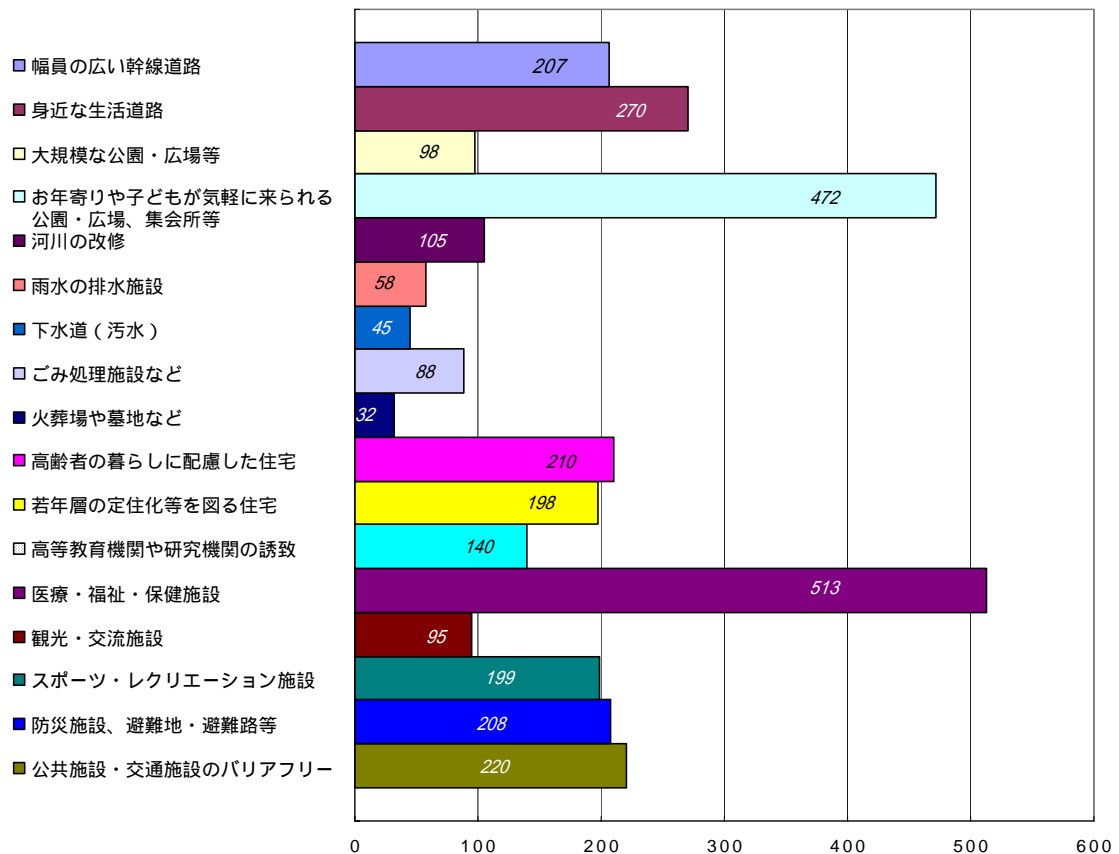
住みやすい理由

住みやすい理由として、野洲市全体では「交通の利便性」が最も多い結果となりました。



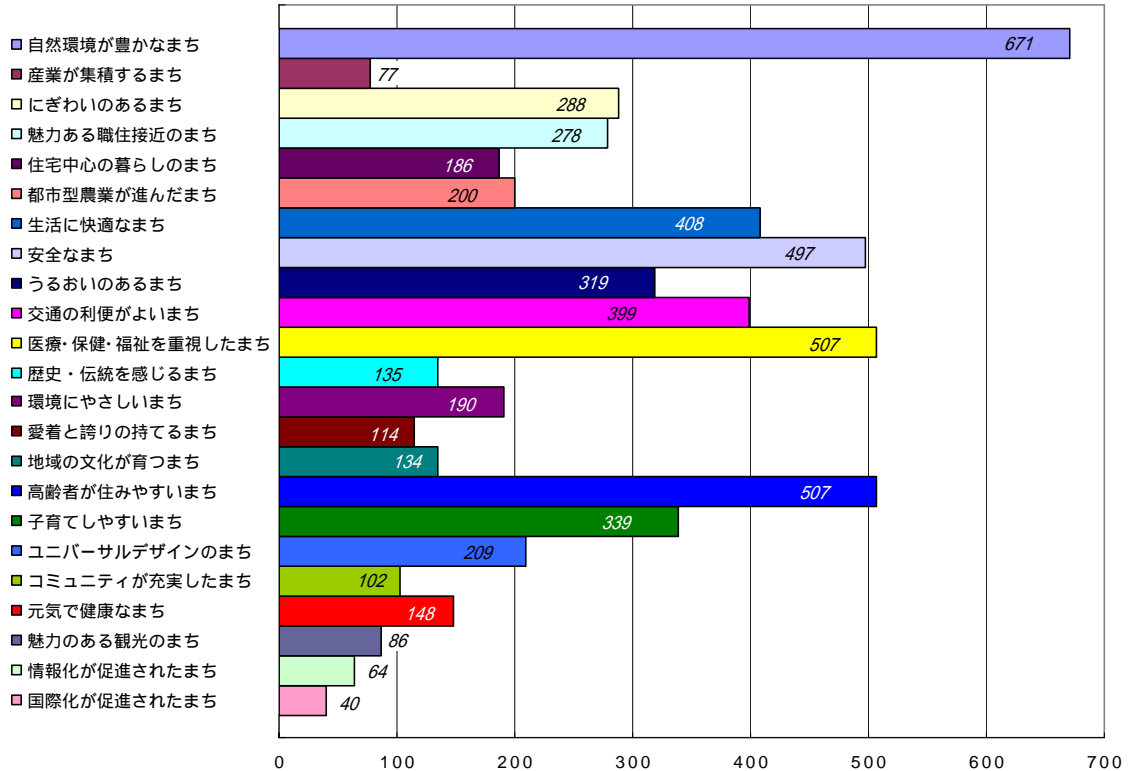
整備や充実が必要と感じている施設

野洲市全体では、「医療・福祉・保健施設」「気軽に来られる公園・広場、集会所等」が比較的多い結果となりました。



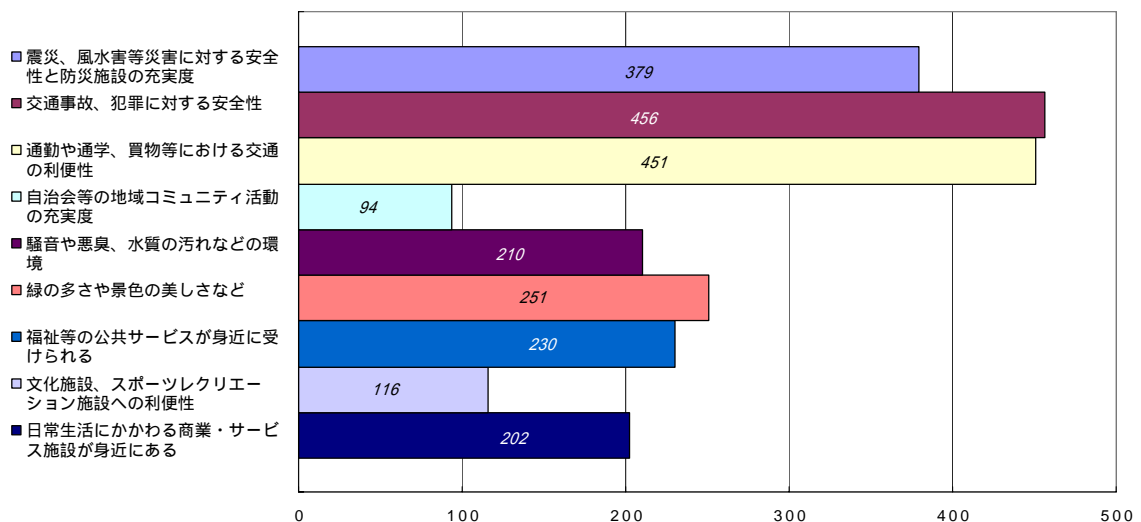
将来のまちのイメージ

将来のまちのイメージとしては、野洲市全体では、「自然環境が豊かなまち」が最も多く、次いで「高齢者が住みやすいまち」及び「医療・保健・福祉を重視したまち」、「安全なまち」が多い結果となりました。



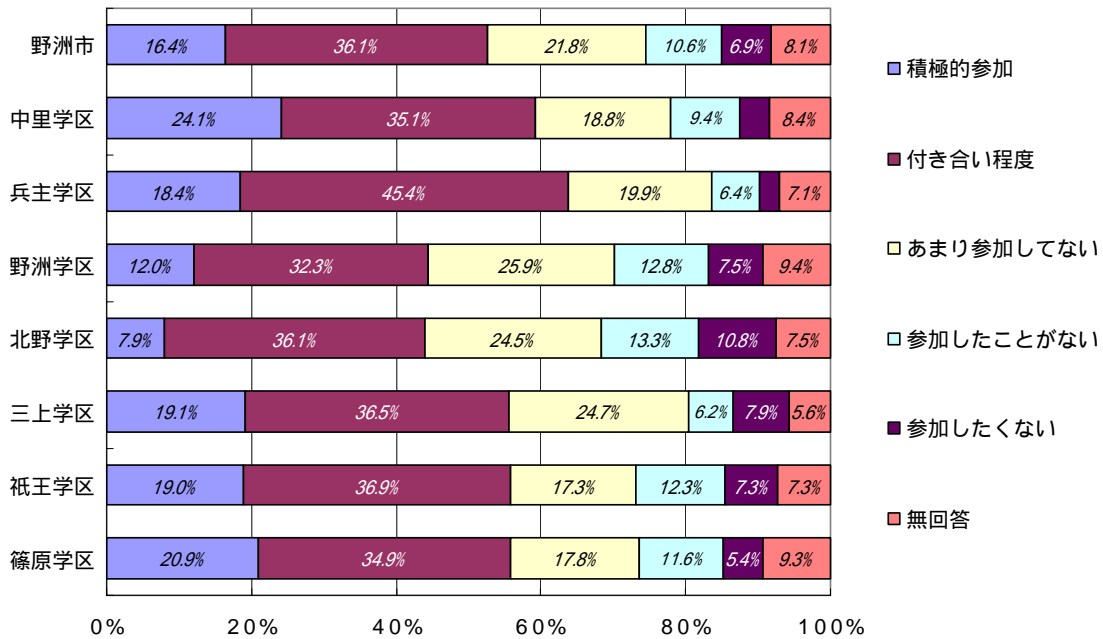
居住環境について重視するもの

野洲市全体では、「交通事故、犯罪に対する安全性」、「通勤や通学、買物等における交通の利便性」、「震災、風水害等災害に対する安全性と防災施設の充実度」が多い結果となりました。



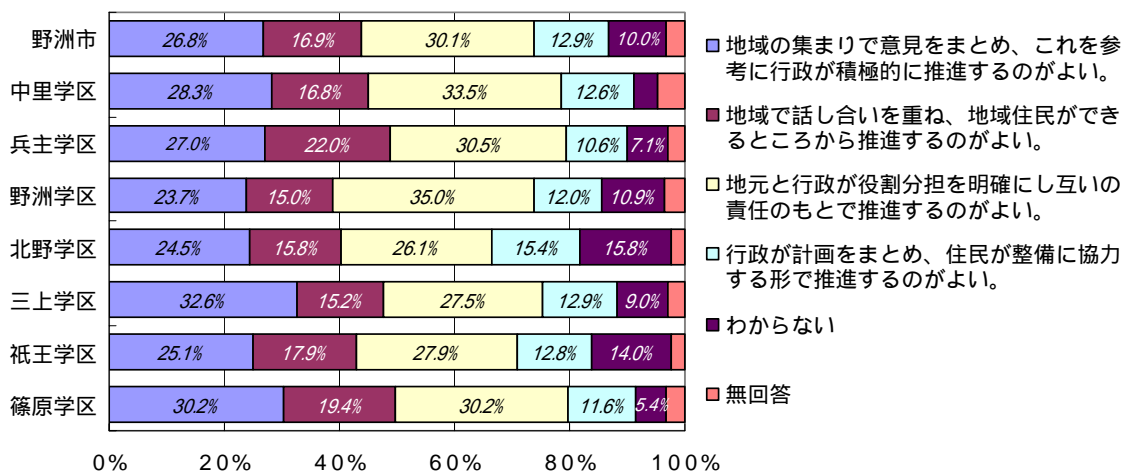
まちづくり活動への参加状況

野洲市全体では、「付き合い程度で参加している」が最も多く、次いで「あまり参加していない」、「積極的に参加している」が多い結果となりました。



具体的なまちづくりの進め方

野洲市全体では、「地元と行政が役割分担を明確にし互いの責任のもとで推進する」が最も多い状況で、「行政が計画をまとめ、住民が整備に協力する形で推進する」は少なく、協働のまちづくりに対する意識の高さが伺えます。



用語解説

	用 語	解 説
ア 行	IT (アイ・ティー)	情報技術 (information technology) の略称。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉。
	アダプト制度	行政が、道路、公園、河川などについて、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。アダプト (Adopt) とは、養子縁組をする意味。
	エコ・ミュージアム	エコロジー (生態学) とミュージアム (博物館) とをつなぎ合わせた造語で、住民の参加によって、その地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境を、永続的な方法で研究・保存・展示・活用していくという考え方。
	NPO (エヌ・ピー・オー)	nonprofit organization の略で、政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。
	大津湖南地域広域市町村圏	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市で構成される広域行政の圏域。
カ 行	環境基本計画	環境基本法に基づき定める環境の保全に関する基本的な計画。
	区域区分	都市計画法に基づき、都市計画区域を、市街化を促進する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に区分すること。
	景観協定	地域のより良い景観の維持・増進を図るために、景観法に基づき、土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関する事項を協定し、住民自らの手で自主的な規制を行うもの。
	建築協定	建築基準法等の一般的な制限以外に、一定の区域において関係権利者の全員の合意のもと、建物の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。
	建ぺい率	建築面積 (建坪) の敷地面積に対する割合。
	コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係、役割。
	コーホート要因法	コーホート (同期間に出生した集団) ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる方法であり、「出生」、「死亡」、「移動」等の要因により推計する方法。

	用語	解説
サ 行	サイン	符号、信号の意味であるが、ここでは、公共施設や観光施設等への誘導・PR等を行う案内図、案内板、案内標識等のこと。公的に設置するものは公共サインという。
	サポーター	支持者。後援者。
	市街化区域	都市計画法に基づき定められる、市街化を促進する区域。既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づき定められる、市街化を抑制する区域。
	市街地開発事業	計画的な市街地の形成を図るため、道路、公園等の整備とあわせて、宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。
	市街地再開発事業	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の共同化や公共施設の整備等を一体的に行う事業。
	指定管理者制度	公共施設の管理を、株式会社・民間業者などにもさせることができる制度。施設を所有する地方公共団体の議決を経て管理者の指定をする。管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行う事が可能となる。
	(仮称)市民活動サポートセンター	野洲市市民活動促進計画に位置づけられた機能の一つ。市民・企業・行政の活動の情報発信、人と情報の交流等に関する、市民活動ネットワークの拠点。
	自由通路	主に鉄道駅の出入口を結ぶ区間で、橋上化等により線路等をまたぐ歩行者専用の通路。
	秀麗な	他のものより一段とりっぱで美しいこと。
潜在的	外からは見えない状態で存在する状態。	
即地的	地形・地物に合わせて示せる状態。	
タ 行	タウンミーティング	行政当局が地域住民を集めて行う対話集会。
	多角格子構造	近畿圏基本整備計画において目指すべき圏域構造として位置づけられたもの。各都市・地域が「核」となることを目指し、「多核」である近畿圏を形成する。また、各都市・地域間の「連携軸」を形成することにより「格子状」となり、「多核格子構造」を形成する。

	用語	解説
タ 行	地域住宅計画	地方公共団体が法に基づいて作成した、公的賃貸住宅等の整備等に関する計画。地域の住宅に関する現状、課題、目標、目標を達成するための事業等についての方針、計画を定めるもの。
	地域地区	都市計画法で定めることのできる、土地利用や建築等に関する規制を行う地区。用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域、風致地区等がある。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき定める災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する計画。震災編、風水害編等がある。
	地区計画制度	良好な都市環境を形成するため、地区住民等の合意に基づいて、地区の将来像やルールをつくり、建物の用途、高さなどを定め、道路や公園・緑地などを確保していく制度。
	D I D (ディー・アイ・ディー)	D I D は人口集中地区 (D e n s e l y I n h a b i t e d D i s t r i c t) の略。国勢調査において、原則として人口密度が 40 人 / ha 以上かつ、人口 5,000 人以上の地区。
	デバイス	回路・システムの構成単位。その機能を果たす手段により電子デバイス・半導体デバイスなどとよぶ。電子デバイスは、電子の働きを応用し、増幅など能動的な仕事をする素子の総称。トランジスタ・電子管 (真空管等) など。
	点字ブロック (正式名称は視覚障害者誘導用ブロック) 「点字ブロック」は財団法人安全交通試験研究センターの登録商標	歩道や公共建築物、駅のプラットホームなどに敷設された視覚障がい者誘導用のブロック。介護者なしで歩く人の安全を図るためのもので、突起がつけられていて足の裏の触感で位置や方向が分かるようになっている。
	都市計画提案制度	市民や団体等が行う自主的な取り組みを都市計画行政に反映させることを目的とし、市民等が都市計画に積極的に参加し、都市計画の変更等の提案を行政に対して申し出ることができる制度
	都市再生機構	大都市等における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援、UR 賃貸住宅の管理を主な目的とした独立行政法人。略称は UR 都市機構もしくは UR (U r b a n R e n a i s s a n c e A g e n c y) 。
	都市施設	都市計画法に基づき、都市計画に定められる施設。円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な施設。道路、公園、下水道等。

	用語	解説
タ行	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更などに関する事業。
	豊積の里	旧野洲川河口の肥沃な土壌と豊富な灌漑に恵まれ、有数に穀倉地帯として栄えてきた「豊積荘」の呼称に由来し、主として中主地域に広がる農業地域の総称。
ナ行	西日本国土軸（第一国土軸）	全国総合開発計画（21世紀の国土のグランドデザイン）により位置づけられた多軸型国土構造における4つの国土軸の一つであり、従来の太平洋ベルト地帯とその周辺地域。他に北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸がある。
	農業振興地域整備計画	市町村が、法律に基づき、土地の区分や農業上の用途区分など農業振興地域について定めるもの。
ハ行	パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、案に対して広く市民等から意見や情報を提出していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
	バリアフリー	障がいのある方やお年寄りの生活に不便な障壁（バリア）となるものを除去する考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂を作ったりするのがその例。
	P F I	Private Finance Initiative の略で、国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のこと。
	ビオトープ	生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。
	ビジョン	将来の構想。展望。
	ヒートアイランド現象	放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどにより、都市部が周辺域より高い温度になっている現象。
	福井・滋賀・三重連携軸	近畿圏基本整備計画が目指す多核格子構造の連携軸の一つであり、福井から滋賀、三重にかけて、諸機能の充実とそれぞれの連携の強化により地域の活性化、中部圏との連携の強化を図る軸。
	輻輳	四方から寄り集まること。物事がひとつの場所に集中すること。

	用語	解説
八行	防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐため、建築基準法と連動しつつ建築物の防火上の構造制限が行われる地域地区の一種。
	ポケットパーク	道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースにベンチを置くなどして作った小さな公園。
マ行	マネージメントシステム	活動の目的を達成するようにうまく事業運営するため、体系的で透明性のある方法によって指揮及び管理する仕組みのこと。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々に利用しやすい都市環境や生活環境、製品をデザインする考え方。
	容積率	建築物の延べ面積の、敷地面積に対する割合。
	用途地域	都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。住居・商業・準工業・工業の各地域に大別される。
ラ行	ランドマーク	その土地の目印や象徴になるような地形・地物、大規模建造物。
	緑地協定	市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意により、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定。
ワ行	ワークショップ	参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。



野洲市都市計画マスタープラン

野洲市都市建設部都市計画課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100-1 野洲市役所
TEL : 077-587-1121 (代表) / FAX : 077-587-4033 (代表)

野洲市ホームページ <http://www.city.yasu.lg.jp>